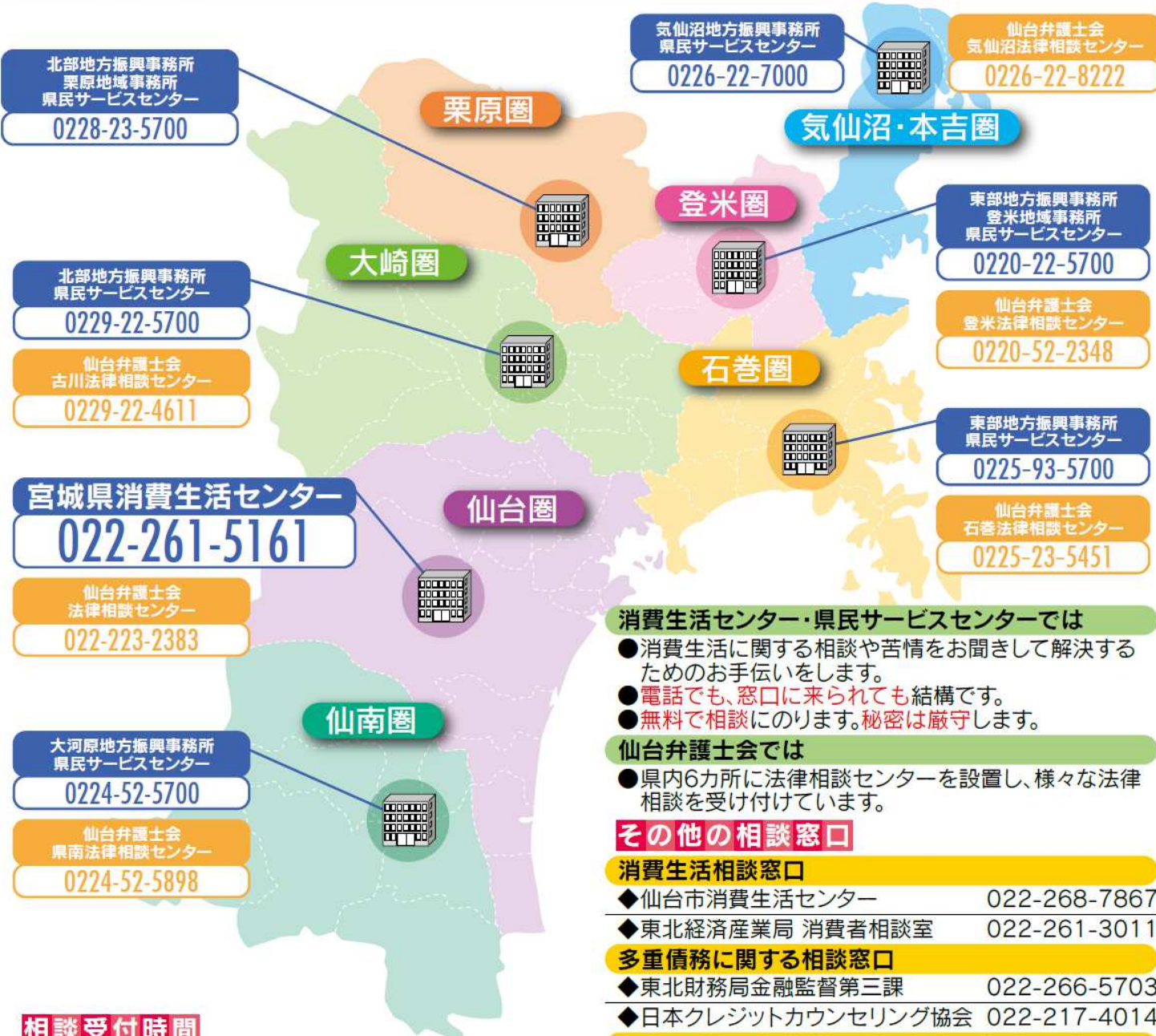


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆平成23年度 消費生活相談概要
- ◆サクラサイト商法に注意！！
- ◆災害援護資金制度悪用の未然防止について
- ◆消費生活センターからのお知らせ

8 August
月号

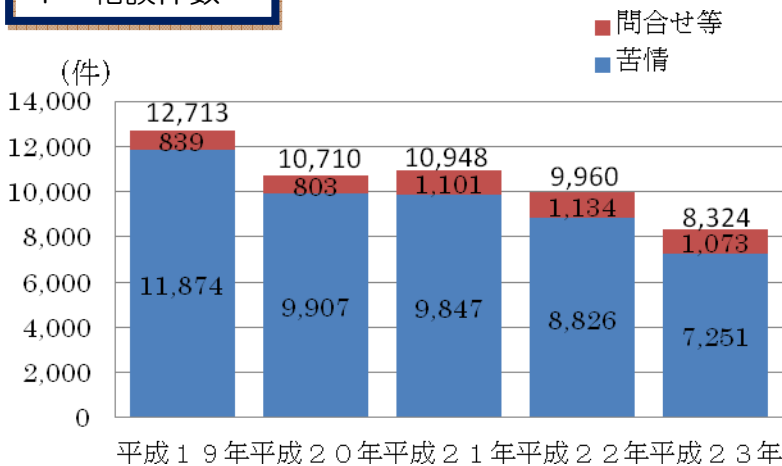
第29号

平成23年度 消費生活相談概要

平成23年度に宮城県の消費生活相談窓口寄せられた相談は、8,324件に上りました。この件数は前年度に比べると約1,600件減少しているものの、相談内容は複雑化しています。

今回は、平成23年度に寄せられた相談の概要を御紹介します。

1 相談件数



(速報値)

2 相談内容(上位10位)

順位	相談内容	件数
1	アダルト情報サイト	873
2	賃貸アパート	427
3	フリーローン・サラ金	424
4	出会い系サイト	231
5	他のデジタルコンテンツ	190
6	普通・小型自動車	167
7	他の行政サービス	137
8	修理サービス	136
9	ファンド型投資商品	111
10	携帯電話サービス	93
	計	2,789
	総相談件数	8,324

平成23年度の相談件数で上位を占めたのはデジタルコンテンツに関するものでした(1位アダルト情報サイト、4位出会い系サイト、5位他のデジタルコンテンツ)。また、2位の賃貸アパートや8位の修理サービスなど、震災や震災後の復旧に関連するとみられる相談も寄せられました。

現在は、震災に関連する相談は減っているものの、震災に便乗した悪質商法には、今後とも注意が必要です。



サクラサイト商法に注意！！

前頁では、昨年度デジタルコンテンツに関する相談が多かったことを御紹介しました。これらの相談の中には「サクラサイト商法」のトラブルに関するものも含まれています。

サクラサイト商法とは、芸能人や社長、弁護士、占い師、異性等になりすましてサイトに誘導し、メール交換などの有料サービスを消費者に利用させて料金を支払わせる商法です。

今回はサクラサイト商法の手口を御紹介します。よく知ってトラブル防止に努めましょう。

こんなメールや SNS サイト上のメッセージ 届いていませんか？

- 芸能人や芸能事務所のマネージャーをかたったもの
- 相談にのってくれたら報酬を支払うといったもの
- お金や遺産を受け取って欲しいといったもの
- 「アドレスが変わりました」などと友人を装ったもの

サクラサイト商法の手口

①メールや SNS サイト上のメッセージで芸能人や異性等をかたり、サイトに登録するよう誘導される。

サイトに登録

②多くの場合、メールをやりとりするためには、ポイントの購入が必要。サイトの運営者からは、「文字化け解除費用」、「ランクアップするための費用」などを請求される。

③やりとりを止めようとする、「裁判で訴える」、「話を聞いてくれないなら自殺する」などと不安をあおられる。

④大量のメールが届くようになり、気付かないうちに自分が登録した以外のサイトにまでつながり、請求を受ける。

～ アドバイス ～

- ①迷惑メール等には返信しない。
- ②個人情報をお易に教えない。
- ③内容や相手が不明ときはお金を支払わない。
- ④不明な点があれば消費生活相談窓口にご相談しましょう。

トラブルに
遭わないために



災害援護資金制度悪用の未然防止について

「震災貸付資金の申請の手続で、窓口に行きしてもらった事業者から手数料として貸付金の20%を請求された。」という相談が県消費生活センターや県の震災関連部署に寄せられています。

「災害貸付金の返済が免除になるかも知れない。」など、事実と異なる説明をし、また、申請の手伝いなどと称して窓口に行き申請書の書き方のコピーを見せ、貸付金振込用の通帳を事業者が預かるという不審なケースが見受けられます。

アドバイス

- 「返済が免除になるかも知れない。」などという不確かな話は鵜呑みにせず、貸付や融資などの返済方法や仕組みについては、事前に申請窓口を確認しましょう。
- 各市町村等の窓口で個人が行う申請は、自分でできるものがほとんどです。書類の作成や手続の全てを代行してもらいたい場合は、資格のある専門家（行政書士等）に依頼しましょう。金額等については、基準額等を参考に比較しましょう。
- 事業者が通帳を預かるという方法は一般的ではありません。たとえ通帳残高がゼロであっても、自分の通帳を安易に預けたりすることは危険です。不審に思ったときは、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活センターからのお知らせ

ラジオ広報

消費生活センターでは、消費者トラブルの防止や製品事故情報の提供等を目的として、AMとFMでラジオ広報を行っています。放送される番組や放送時間は日によって異なります。

ぜひ、ラジオに耳を傾けてみてくださいね。

節電・節水についてのお願い

今年の夏も電力の供給不足が懸念されています。また、下水処理場の被災により、現在においても応急的な下水道処理を行っています。

「電気」、「水」など限られた資源、エネルギーを大切に使うために、一人一人ができる範囲で節電・節水に御協力をお願いいたします。

消費生活専門相談員資格認定試験

独立行政法人国民生活センターが実施する「平成24年度消費生活専門相談員資格認定試験」が9月29日（土）に行われます。試験申込期間は、8月6日（月）までです。

お問合せ先

国民生活センター資格制度室

■ 電話 03-3443-7855

■ URL

<http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>

